

香南市給水装置工事事業者等の指定の取消し又は停止に関する要綱

(目的)

第1条 香南市水道指定給水装置工事事業者規程（平成19年香南市水道事業管理告示第2号）第8条及び第9条の規定による指定の取消し処分及び指定の停止処分に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(処分基準)

第2条 市長は、別表に掲げる違反の内容に応じ、指定の停止及び取消しを行うものとする。

2 市長は、指定の停止又は取消しによる損害について、その責めを負わない。

(指定業者等台帳の作成)

第3条 市長は、指定業者台帳等を作成し、必要な事項を記載する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、指定工事事業者の処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年3月29日 水道事業者管理告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月25日 水道事業者管理告示第1号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした違反行為に対する処分の適用については、なお従前の例による。

別表

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	根拠条項	水道法 (昭和32年法律 第177号)の 該当条項	水道法 施行規則(昭 和32年 厚生省 令第45 号)の 該当条項	違反内容	処分	指導方法等
指定要件違反		第25条 の3第 1項第 1号	第21条	1. 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置かなくなったとき。	指定取消	「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。(文書で指定する日から2週間以内の期日を定め警告) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第25条 の3第 1項第 2号	第20条	2. 水道法施行規則で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消	水道法施行規則で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に指導する。(文書で期日を定めて警告する。) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
		第25条 の3第 1項第 3号イ		3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者	指定取消	指定業者が個人の場合は、「廃止届」を提出するよう指導する。
		第25条 の3第 1項第 3号ロ		4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	指定取消	一律に指定を取り消す。

<p>第25条 の3第 1項第 3号ハ</p>	<p>5. 法第25条 の11第1項の 規定により指 定を取り消さ れ、その取消 しの日から2 年を経過しな い者</p>	<p>指定取消</p>	<p>一律に指定を取り消 す。</p>
<p>第25条 の3第 1項第 3号ニ</p>	<p>6. 業務に関 し不正又は不 誠実な行為を するおそれが あると認めら れるに足りる 相当の理由が ある者</p> <p>① 無断通水、 メーターの不 正使用等を行 ったとき。</p> <p>② 道路掘削許 可及び道路使 用許可等を受 けずに工事を 施工したとき。</p> <p>③ 施行上の安 全管理を怠り、 従業員を死傷 させたとき。</p> <p>④ 施行上の安 全管理を怠り、 第三者に死傷 者を出し又は 被害を与えた とき。</p> <p>⑤ 研修機会等 の確保をしな かったとき。</p>	<p>指定取消 又は指定 停止6月 以下</p> <p>指定停止 6月以下</p> <p>指定停止 3月以下</p> <p>指定停止 6月以下</p> <p>文書注意</p>	<p>多様なケースがあり 得るが、違反行為の 程度により文書注意 又は指定停止を決定 する。この指導に従 わない場合は、指定 を取り消す。</p> <p>最初の違反行為から 2年以内に違反行為 を繰り返す(再犯)、 悪質と判断できると きは欠格要件に該当 するとみなし指定を 取り消す。ただし、 最初の違反行為から 2年を超えて違反し た場合は、再犯とし ない。 (文書で期日を定め 警告を行う)</p>

				⑥ 文書注意に従わなかったとき。	文書警告	
				⑦ 文書警告に従わなかったとき。	指定停止 3月以下	
				⑧ その他の違反行為（主に管理者の承認を受けずに工事を施工したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止 6月以下	
		第25条の3第1項第3号ホ		7. 法人であってその役員のうち第25条の3第1項第3号イからニまでの欠格要件のいずれかに該当する者があるもの	3から6に準じる	人の場合は、欠格条項に該当した役員を他者に変更した場合は適用しない。
		※ 処分の軽減		1から7のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認められるとき。	市で別途協議の上決定	
給水装置工事主任技術者選任義務違反	水道法第25条の11第1項第2号	第25条の4第1項及び第2項	第21条第1項及び第2項	1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消	「選任届」又は「解任届」を速やかに提出するよう指導する。（文書で指定する日から2週間以内の期日を定め警告）この指導に従わない場合は、指定を取り消す。

			第21条 第3項	2. 給水装置 工事主任技 術者が2以 上の事業 所に選任 され、そ の職務に 支障があ るとき。	指定停止 3月以下	選任を解くよう指導 し、解任届を提出さ せる。(文書による 注意を行う。)
		※ 処 分の 軽減		1 から 2 のい ずれかに該 当する場合 において、 当該指定 工事業者に 斟酌すべき 特段の事情 があると認 められる とき。	市で別途 協議の上 決定	
届 出 義 務 違 反	水道法 第25条の 11第1項 第3号	第25条 の7	第34条 及び第3 5条	1. 事業所の 名称及び所 在地の変更 届を提出し ないとき又 は虚偽の届 出をしたと き。	指定取消	「変更届」を速やか に提出するよう指導 する。(文書で指定 する日から30日以内 の期日を定め警告) この指導に従わない 場合は、指定を取り 消す。
				2. 休止届、 廃止届、再 開届を提出 しないとき 又は虚偽の 届出をした とき。	指定取消	「廃止届」、「休止 届」、「再開届」を速 やかに提出するよう 指導する。(文書で 廃止又は休止から30 日以内、再開から10 日以内の期日を定め 警告) この指導に従わない 場合は、指定を取り 消す。
事 業 の 運 営 基 準 違 反	水道法 第25条の 11第1項 第4号	第25条 の8	第36条 第1号	1. 給水工事 ごとに給水 装置工事主 任技術者を 指名しな かったとき。	指定停止 6月以下	工事申込の際の書類 に主任技術者を記入 する欄が空白の場合 は記入させる。
			第36条 第2号	2. 配水管か ら分岐して 給水管を設 ける工事及 び給水装置 の配水管	指定停止 1月以下	技能を有する者は、 公的な資格、民間の 資格又はこれらに類 するものにより判断 することが可能であ

			への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及びその他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行わせることができる技能を有する者を従事させ又はその者に該工事に従事するその他の者を実施に監督させないとき。	るが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。 (文書により注意する。)
第36条 第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止 6月以下	具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。(水道法施行令第5条を除く。) 工法等に適合させるように工事のやり直しを指示し、改善等違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返す(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した	

			場合は、再犯としない。 (文書で期日を定め警告を行う)
第36条 第5号 イ	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (令第5条: 給水装置の構造及び材質の基準)	指定停止 3月以下	基準に適合させるように工事のやり直しを指示し、改善等違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返し(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。 (文書で期日を定め警告を行う)
第36条 第5号 ロ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 3月以下	適正な機械器具を備え付け使用するよう指導し、改善等違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返し(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。

					(文書で期日を定め警告を行う)	
			第36条 第6号	6. 指名した給水工事主任技術者に施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は当該記録をその日から3年間保存しなかったとき。	指定停止 3月以下	記録の作成・保存を指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返し(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。
			※ 処分の軽減	1 から 2 のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認められるとき。	市で別途協議の上決定	
工事 施行 に 関 す る 義 務 違 反	水道法第25条の11第1項第5号	第25条の9		1. 給水装置検査の際、管理者の求めに対し正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	指定停止 3月以下	当該事業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。
	法第25条の11第1項第6号			2. 給水装置工事に関する設計審査書類等、報告(変更内容等を含む)又は資料の提出の求めに対して正当な理由なくこ	指定停止 3月以下	当該事業者から事情を聴取して指導する。(文書による注意) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返し(再犯)、

			れに忝じず又は虚偽の報告もしくは資料の提出をしたとき。		悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし、最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。
	法第25条の11第1項第7号		3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止 6月以下	水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し文書で注意する。(悪質な場合は即、指定を取消す) この指導に従わない場合は、指定を取り消す。また水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは指定を取り消す。 最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返す(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。 (文書で期日を定め警告を行う)
		※ 処分の軽減	1 から 3 のいずれかに該当する場合において、当該指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があると認められるとき。	市で別途協議の上決定	
不正申請	水道法第25条の11第1項		1. 不正の手段により指定業者としての	指定取消	事実が判明したら、速やかに指定の取消を行う。

	第8号			指定を受けたとき。		
その他	香南市 水道指定 給水装置 工事事業 者規程 (平成19 年香南市 水道事業 管理告示 第2号) 第3条			1. 指定事業者職員等の市職員等に対する暴言等が認められ、誠実な業務対応が行われなとき。	指定停止 3月以下	当該事業者及び関係者から事情を聴取して指導する。(文書による注意及び警告)この指導に従わない場合は、指定を取り消す。 最初の違反行為から2年以内に違反行為を繰り返す(再犯)、悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取り消す。ただし最初の違反行為から2年を超えて違反した場合は、再犯としない。

備考

- 1 一の違反行為に対して、該当する違反項目が複数あり、悪質かつ誠実な業務対応がないと判断される場合は、各違反項目の指定停止期間を勘案し、23月まで合算できるものとする。
- 2 指定の取消しを受けた指定給水装置工事事業者は、当該指定の取消しを受けた日から2年間指定給水装置工事事業者の登録ができないものとする。